

出産の保険適用

少

子化の進行は危機的と言われ、子ども・子育て支援法等

の改正も6月に成立したが、昨年12月に閣議決定された、「こども未来戦略」では、「2026年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める」とある。このため、厚生労働省・こども家庭庁は「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」を設け、6月から検討を開始した。来年春頃に取りまとめを行う予定である。

出産に関しては、2023年度から出産育児一時金を50万円に引き上げた。一方で、同時に出産費用も引き上げられてしまい、出産の経済的負担軽減が進んでいないとの声もある。

今回の検討会の一番大きなテーマは正常分娩の保険適用である。よく、出産は病気でないので保険適用にならないと聞かすが、健康保険法第1条には、「この法律は、……疾病、負傷若しくは死

亡又は出産に関して保険給付を行ない」とあり、出産育児一時金という現金給付を行っている。論点は正常分娩について、自由診療ではなく保険診療として現物給付化を行うかどうかである。その前提として情報の見える化が必要である。

歴史的には、健康保険法の中に戦前は任意給付としての産院収容や助産の現物給付の規定が置かれていた時期もあった。ドイツ、フランス、イギリスでは現物給付化している。保険適用すれば価格は明確化され、保険者や支払基金による審査も行われるが、一方で地域や分娩機関による費用差は大きく、その公定価格はどうか、自己負担や出産育児一時金はどうするのかなど論点は多い。

6月から開始した検討会には、医療関係者、地方自治体、出産に関係する民間事業者などさまざまな立場の方が参加して、現在関係者のヒアリングを行っている。保険適用については、保険者としては現状では内容次第であり

賛否を言えないと考えるが、以下の4点がポイントである。

- ① 出産等の経済的負担の軽減と出産の保険適用がどうつながるのかは明確でなく、この点を検討の前提として明確にすべきである。
- ② 情報の見える化の要望は強い。出産費用は分娩機関による費用差が大きく、今年度スタートした「出産ナビ」により分娩費用の目安は分かるようになったが、費用の内訳はよく分からず、データのさらなる見える化が必要である。
- ③ 医療保険制度は、公費、保険料、自己負担で構成され、自己負担を減らすなら、公費か保険料負担を増やすしかなく、公費も保険料も国民の負担であるので、バランスをどう考えるかが重要である。
- ④ 産科医・分娩機関の確保は課題だが、それは医療提供体制の問題であり、出産費用の保険適用と切り離して解決策を別途検討すべきである。

今後検討会ではさまざまな意見が出てくると思われるが、十分な議論を期待したい。